

学校施設使用時の感染防止策チェックリスト

令和2年6月現在

学校施設使用前

- 別添の確認書（3）に該当する者がいる場合は、使用を控えるよう団体内にて声掛けを行う
- 使用にあたって参加予定者のマスク着用やアルコールシート（備品清掃用）等の調達に努める

学校施設使用当日

- 別添の確認書を学校施設使用許可書と併せて提出する
- 施設使用時（運動時を除く）は、使用者全員がマスクを着用する
- 施設使用前後は、必ず使用者全員が手洗い・うがいをする
- 施設使用時は、定期的な換気を行う
（1時間おきに2方向の窓を5～10分程度開放する）
- 施設内が密とならないよう、使用者の人数等を調整する
（学年で練習時間を分ける、ミーティング時の距離を空ける等）
- 給水は、各自用意した飲み物を使用する（回し飲み等はしない）
- 施設使用後は、使用備品の消毒を行う
（ゴミは団体責任で持ち帰ること）
- 体育館使用後は、床をモップで拭くこと
（使用後は、モップ自体にも消毒液を吹きかけ乾燥させること）

学校施設使用后

- 施設使用后14日以内に使用者から感染者が発生した場合は、担当部署または東京都多摩小平保健所（042-450-3111）に連絡をする

※ 上記、遵守いただけない場合は、使用当日であっても使用をお断りさせていただく可能性もございます。あらかじめ御了承ください。

※ 使用者の感染が確認された場合は、後日、団体責任者へ当日施設使用者等の確認をさせていただく可能性がございます。

【問い合わせ先】

西東京市教育委員会

教育部社会教育課

電話：042-420-2831（直通）